

議案第16号

富士見市行政不服審査関係手数料条例の制定について
富士見市行政不服審査関係手数料条例を別紙のとおり制定する。

平成28年2月23日提出

富士見市長 星野信吾

提案理由

行政不服審査法の全部改正に伴い、富士見市行政不服審査関係手数料条例を制定したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出します。

富士見市行政不服審査関係手数料条例

(趣旨)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第227条の規定により徴収する手数料のうち行政不服審査に関するものについては、別に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。

(手数料の額)

第2条 行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）第38条第6項の規定により読み替えて適用する同条第4項（他の法令において準用する場合を含む。）の条例で定める手数料の額は、別表に定める額とする。

2 法第81条第3項の規定により読み替えて準用する法第78条第4項の条例で定める手数料の額は、別表に定める額とする。

(手数料の徴収)

第3条 手数料は、法第38条第1項（法第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合及び他の法令において準用する場合を含む。以下同じ。）又は法第81条第3項の規定において準用する法第78条第1項の規定による交付についての申請の際又は当該申請に係る書類等の交付の際、これを徴収する。

(手数料の減免)

第4条 審理員（法第9条第3項に規定する場合にあっては、審査庁）は、法第38条第1項の規定による交付を受ける審査請求人又は参加人（以下「審査請求人等」という。）が経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、規則で定めるところにより、第2条第1項の手数料を減額し、又は免除することができる。

2 富士見市行政不服審査会条例（平成28年条例第 号）第1条に規定する富士見市行政不服審査会は、法第81条第3項の規定により準用する法第78条第1項の規定による交付を受ける審査請求人等が経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、規則で定めるところにより、第2条第2項の手数料を減額し、又は免除することができる。

(送付による交付に係る費用の徴収)

第5条 行政不服審査法施行令（平成27年政令第391号）第14条第1項（同令

第23条の規定により準用する場合を含む。)の規定により、送付による交付を受ける審査請求人等は、規則で定めるところにより、当該送付に要する費用を納付しなければならない。

(手数料の還付)

第6条 納付した手数料は、還付しない。ただし、市長が正当な理由があると認めるときは、徴収した手数料の全部又は一部を還付することができる。

(過料)

第7条 詐欺その他不正の行為により、手数料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

別表(第2条関係)

交付の方法	手数料の額	
	1 書面等を複写機により用紙に複写したものの交付	白黒
	カラー	用紙1枚につき20円
2 電磁的記録に記録された事項を用紙に出力したものの交付	白黒	用紙1枚につき10円
	カラー	用紙1枚につき20円

備考

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列3番又はA列4番とする。
- 2 両面に複写され、又は出力された用紙については、片面を1枚として手数料の額を算定する。